

## 委 員 長 報 告

本委員会は、去る３月１２日の本会議において付託を受けた１定請願第１号「乗り合いタクシーの運行を求める請願」について、１６日及び２３日に審査をいたしました。

審査の過程について、以下のとおり報告申し上げます。

審査にあたっては、紹介議員からの趣旨説明を受け、また、龍神地域における公共交通施策等の現状について当局から説明を聴取し、バスの乗り継ぎや費用面、地域住民の移動の現状や課題についても詳細に聴取しました。

当局から聴取した龍神地域における現状については、民間路線バス事業、市が運行する住民バス、外出支援や診療所送迎事業が一定整備されているとの説明でありました。

委員からは、請願趣旨は、さらなる利便性向上のため、乗り合いタクシーの運行を求めるものであり、過疎地で高齢化が進行している地域において、安心して移動できる手段の確保は切実、緊急的な課題であるとの意見がありました。

一方、利便性の高い公共交通の整備が重要な課題であることは認識しているが、龍神地域における公共交通、移動支援の現状において、さらに乗り合いタクシーの運行を加えるには、抜本的な再編が想定されるが、請願要旨からはその取り組むべき内容が明確でないこと、また、請願の提出にあたって添えられた署名簿に関し、提出後に賛同人の記載を取り消す申出があったことなどから、当委員会としては、慎重に議論し、採決を行った結果、賛成少数により、本請願を不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

平成 30 年 3 月 23 日

総務企画委員会

委員長 尾 花 功